

第 3 回 広告規制に関する検討委員会 会議録

実施日：平成 31 年 1 月 27 日(日) 13:00 ～ 15:00

実施場所：柔道整復師センター4F オープンエリア

出席者：8 名【本多最高顧問、荻原副会長、清水常任理事、一村理事、木下会員、川島会員、
沖田参事、森】

欠席者：2 名【中村会員、澤田部長】

〈要旨〉

報告事項 1 『2018 年 11 月 20 日 厚生労働省医政局医事課へ意見書の提出』

- 2019 年 1 月 8 日に医政局医事課 担当井上様と意見書に対する質疑のやり取り
(回答の内容に間違いがないか)を HP に公開しても良いか井上様に再度確認を取る。
- 本委員会の活動記録として 12 月 16 日に開催された「第 1 回広告に関する研修会」
の要旨をまとめて資料化する。今後 HP への公開も考慮する。

報告事項 2 『「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に 関する検討会」開催について』

- 第 4 回検討会が 11 月 22 日に開催。第 5 回目の開催は日程が未定。
- 病院等の医療機関と勘違いするような紛らわしい施術所の名称について
→医療法第 1 条の 2 や第 1 条の 4 にある「その他の医療の担い手」の中に
柔道整復師は含まれているのか？ 歯科衛生士や理学療法士等は含まれる。
医療法の定義の中での柔道整復師の立ち位置についてきちんと議論する
必要がある。医療法に関する意見書を委員会で作成し、厚労省へ提出する。
第 3 条の類似名称の使用制限の対象は、全ての施設に適用されるものである。
- 「接骨院・整骨院」の施術所名称について
→ネーミングは患者へのイメージ作り。接骨院の名称は、昔は「ほねつぎ」の
イメージが強く患者が施術を怖がるイメージがあった。整骨院の「整」を
使うことで、ほねつぎ以外の施術に幅が出て集客が広がるイメージがある。
現在 JB に所属している会員の施術所名称を調べて、接骨院・整骨院の名称の
割合を調査する。次回の委員会にて報告。
- 「接骨院・整骨院」が「診」という表現が使えない事について
→問診や視診といった言葉は専門学校の教科書にも掲載しているのになぜ使用
出来ないのか？・・・キチンとした言葉が定まっていない現状がある。

協議事項 1 『JB 独自の広告に関するガイドライン作成について』

- (1) 出席委員考案の広告案について

●患者に対してどのような情報を提供すべきか？

1.柔道整復師が扱うエリア

2.柔道整復師はどうゆう施術を行うのか？

3.施術所の施設、診療時間、休診日、院長やスタッフの自己紹介

柔道整復師の特徴を出す為の治療方法や傷病の表記方法のモデルを作成したい。
患者にいかに馴染む広告として、世間の需要とマッチする表現を使う事を検討してゆく。

(2) 定めたガイドラインに違反した会員への罰則の枠組み

●ルール違反を犯した柔道整復師(対象 JB 会員以外も含む)に対して実施する。

対応の方法は以下の通り

1.対象の接骨院・整骨院への是正勧告

2.行政機関に違反の施術所名を告発する

3.HP に違反広告施術所として、一般に公開する。HP は本委員会用に
新規作成するものに掲載予定となる。

(3) 不適切広告・設備撤去の為の費用補助、支援について

●対象は JB 会員。広告は外看板の撤去のみとする。

(案)

・補助の費用上限は 10 万円かどうか？

・撤去にかかった費用を会員から会へ提出してもらう。

・広告撤去に期限を設けて期限内に対応した会員のみ補助をする。

●来年度予算の枠組みに広告撤去費用を組み込めるか、2月17日(日)開催の常任
理事会・理事会の協議事項として上程する。

●補助は会で定めた広告モデル(3パターン)へと直す事が前提条件とする。

協議事項 2 『第 2 回「広告に関する研修会」開催日程・詳細について』

●3月31日(日)14:00~16:00 開催に決定。

●テーマは引き続き「柔道整復業務と広告」とする。前回議論されなかった各論に
ついてフリーディスカッション形式にて実施。

●告知方法は JB 会員へは事務連絡(1/31 号に開催通知を同封)、外部には HP にて
掲載する。

協議事項 3 『調査委員に対する調査活動での費用弁償の概要について』

●費用弁償の実施について、2月17日(日)開催の常任理事会・理事会の協議事項
として上程する。

その他

●第 4 回委員会開催日→平成 31 年 3 月 31 日(日)12:30~13:50

研修会開始前に、4F オープンエリアにて実施。

●次回の委員会では医療広告ガイドラインを資料に加える。

以上